

公立大学法人長野県立大学における政府系競争的研究資金・間接経費取扱要綱

平成 30 年 4 月 1 日 要綱第 341 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、政府系の競争的研究資金のうちで主に科学研究費補助金（配分機関：日本学術振興会、文部科学省、厚生労働省）に伴う間接経費の公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）における取扱いについて定める。

(準拠)

第 2 条 この要綱は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」平成 13 年 4 月、平成 26 年 5 月改正。以下「指針」という。）に準拠する。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配分機関 日本学術振興会、文部科学省、厚生労働省等の研究資金を運営し配分する機関をいう
- (2) 被配分機関 研究者の所属する研究機関であり、ここでは公立大学法人長野県立大学をいう（研究機関自体が競争的資金を獲得する場合もあるが、以下明瞭化のために研究者が獲得する場合について述べる。）
- (3) 直接経費 採択された課題の研究に直接的に必要なものについて、科学研究費を獲得した研究者が使用する経費をいう
- (4) 間接経費 直接経費に対して 30%の一定比率で手当てされ、科学研究費による「研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費」をいう

(間接経費使用の責任者)

第 4 条 間接経費の使用にあたっては、理事長の責任のもとで使用に関する方針等を作成し、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。

2 理事長は翌年 6 月までに毎年度の間接経費使用実績を配分機関に報告する。

(間接経費の使途)

第 5 条 間接経費は、科学研究費等を獲得した研究者の研究開発環境の改善や法人全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。

2 以下の各号に示す経費については、指針の別表 1 にある分類の例示に従う。

- (1) 管理部門に係る経費
- (2) 研究部門に係る経費
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
- (4) これ以外であっても理事長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費のうち、直接経費として充当すべきものを除いた経費

(法人の使途配分)

第 6 条 理事長は、個々の研究課題に伴う間接経費を研究教育環境整備や研究費獲得促進人

件費等の研究基盤化の費用に充てる。

(間接経費資金使用手続き)

第7条 間接経費として法人に配分される資金の使用方法については、理事会で決定する。

(他の配分機関の場合)

第8条 配分機関が、日本学術振興会、文部科学省、厚生労働省以外の、次に例示するような場合には、法人は間接経費の受取りについて考慮することがあるため、当該競争的資金を獲得した研究者は、理事長に申出て、その承認を得るものとする。

- (1) 直接経費使途に制限がある場合
- (2) 直接経費の使途となるような使途が間接経費に含まれている場合

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。